

大阪市・株式会社ぐるなび 地域活性化包括連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大阪市の地域活性化の一層の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源や魅力を活かした事業に協働して取り組むことにより、大阪市の一層の活性化の向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、以下に掲げる協力内容に取り組むものとする。具体的な事業実施の内容及び時期等については、甲乙協議のうえで別途定めるものとする。

- （1）観光振興に関すること
- （2）食文化振興に関すること
- （3）地域産業振興に関すること
- （4）（1）～（3）のほか、地域活性化に関すること

2 前項に定める協働事業の具体的な取組事項、実施方法、その条件等及びこの協定の遂行の過程で生じる知的財産権の取り扱いについては、甲及び乙協議の上、別途書面により決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

2 甲及び乙の双方は、誠意をもってこの協定に定める事業を協力し遂行する。

3 甲及び乙は、この協定に基づき実施する連携事業やイベントの告知などこの協定に関連したプレスリリースを行う場合は、その時期と内容について相手方と協議し合意の上行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行い、双方の合意に至った場合は書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、事業の履行に際し、知り得た一切の情報のうち秘密であることが明示された情報（以下「機密情報」という）を守秘義務事項として取り扱い、相手方の許諾無くして第三者に開示せず、本協定に定められた事業以外で使用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれない。

- （1）知得する時点で既に公知となっているもの
- （2）知得する時点で既に自己が有しているもの
- （3）知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
- （5）秘密情報とは無関係に独自に開発したもの

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、本協定遂行のために機密情報に接する必要がある再委託先、自己の役員、従業員又は職員に秘密情報等を開示することができる。なお、機密情報等の開示先においても、開示された情報の守秘義務が発生するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、協力期間満了までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本覚書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

(その他)

第7条 本覚書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成28年6月14日

甲：大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長

吉村 洋文

乙：東京都千代田区有楽町1-2-2
株式会社ぐるなび
代表取締役会長

濱 久保 浩